

株式交換にかかる事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項および会社法施行規則第 193 条の定める書面)

2023 年 1 月 6 日

ローツェ株式会社

2023年1月6日

簡易株式交換にかかる事前開示書面

広島県福山市神辺町字道上 1588 番地の 2
ローツェ株式会社
代表取締役社長 藤代祥之

当社は、2023年1月6日付で当社および株式会社イアス（本店所在地：東京都日野市日野本町二丁目2番1号、以下「対象会社」といいます。）の間で締結した株式交換契約に基づき、当社を株式交換完全親会社、対象会社を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことといたしました。つきましては、会社法第794条第1項および会社法施行規則第193条の定めに従い、下記のとおり株式交換契約の内容その他法務省令に定める事項を記載した書面を備え置くこととします。

記

1. 株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）
別紙1のとおり。
2. 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第1号）
別紙2のとおり。
3. 会社法第768条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定め相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第2号）
該当事項はありません。
4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第193条第3号）
 - (1) 最終事業年度にかかる計算書類等の内容
別紙3のとおり。
 - (2) 最終事業年度の末日後の臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは当該臨時計算書類等の内容
該当事項はありません。
 - (3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の

会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容
該当事項はありません。

5. 株式交換完全親会社において、最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 193 条第 4 号）

該当事項はありません。

6. 株式交換が効力を生ずる日以降における株式交換完全親会社の債務（会社法第 799 条第 1 項の規定により株式交換について異議を述べることができる債権者に対して負担する債務に限る。）の履行の見込に関する事項（（会社法施行規則第 193 条第 5 号）

本株式交換に際して、会社法第 799 条第 1 項の規定により異議を述べることのできる債権者はおりませんので、該当事項はありません。

以上

別紙 1（株式交換契約の内容）

株式交換契約書

ローツェ株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社イアス（以下「乙」という。）は、2023年1月6日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を行う。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

- 甲：株式交換完全親会社
（商号）ローツェ株式会社
（住所）広島県福山市神辺町字道上 1588 番地の 2
- 乙：株式交換完全子会社
（商号）株式会社イアス
（住所）東京都日野市日野本町二丁目 2 番地の 1

第3条（本株式交換に際して交付する金銭等及びその割当てに関する事項）

- 甲は、本株式交換に際して、本株式交換がその効力を生ずる時点の直前時における乙の株主（但し、甲を除く。以下「本割当対象株主」という。）に対し、その保有する乙の株式の総数に 396 を乗じて得られる数の甲の株式を交付する。
- 甲は、本株式交換に際して、本割当対象株主に対し、その保有する乙の株式 1 株につき甲の株式 396 株の割合をもって、甲の株式を割り当てる。
- 甲が前項に従って本割当対象株主に対して交付する甲の株式の数に 1 株に満たない端数が生じた場合、会社法第 234 条その他関係法令の規定に従い処理する。

第4条（甲の資本金及び準備金に関する事項）

本株式交換により、甲の資本金及び準備金の額は増加しない。

第5条（効力発生日）

本株式交換がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2023年3月2日とする。但し、本株式交換の手續の進行上の必要性その他の事由により必要があると

認めるときは、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

第6条（株主総会決議）

1. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約に関する同法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本株式交換を行う。
2. 乙は、効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本株式交換に必要な事項に関する乙の株主総会決議（会社法第319条第1項により、株主総会の決議があったものとみなされる場合を含む。以下同じ。）を求める。

第7条（自己株式の処理）

乙は、本株式交換がその効力を生ずる時点の直前時において保有する自己株式（本株式交換に際して行使される会社法第785条第1項に定める反対株主の株式買取請求に係る株式の買取りによって取得するものを含む。）の全部を、効力発生日の前日までに開催する乙の株主総会決議により、本株式交換がその効力を生ずる時点の直前時までに消却する。

第8条（本株式交換の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日までの間に、甲若しくは乙の財産若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本株式交換の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、又はその他本株式交換の目的の達成が困難となった場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、本株式交換の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（本株式交換の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、第6条に定める乙の株主総会の決議による承認を得られなかったとき、又は前条に基づき本契約が解除されたときは、その効力を失うものとする。

第10条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第11条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本株式交換に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

本契約締結の証として本書 2 通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

2023 年 1 月 6 日

甲： 広島県福山市神辺町道上 1588 番地の 2
ローツェ株式会社
代表取締役 藤代 祥之 ⑩

乙： 東京都日野市日野本町二丁目 2 番地の 1
株式会社イアス
代表取締役 川端 克彦 ⑩

別紙2（株式交換に際して交付する株式の数またはその数の算定方法およびその割当ての相当性に関する事項）

（1）本株式交換にかかる割当ての内容

主体	当社 (株式交換完全親会社)	対象会社 (株式交換完全子会社)
株式交換にかかる割当ての内容	1	396
株式交換により交付する株式数	当社普通株式：338,976株	

（注1）株式の割当比率

当社は、対象会社の普通株式1株に対して、当社の普通株式396株を割当交付いたします。ただし、当社は本株式交換の効力発生日の前日において対象会社の普通株式928株を取得することを予定しており当該株式については、本株式交換による割当ては行いません。

（注2）本株式交換により交付する当社株式の数

当社は、本株式交換に際して、本株式交換の直前時の対象会社の株主に対して、その保有する対象会社株式に代えて、上記表の本株式交換に係る割当比率に基づいて算出した数の当社株式を割当交付いたします。また、本株式交換に際して交付する当社株式は、全て当社が保有する自己株式（2022年2月28日現在358,600株）を充当する予定であり、当社が新たに株式を発行することは予定しておりません。なお、対象会社は、本株式交換の効力発生日の前日までに開催する株主総会の決議により、その保有する自己株式（本株式交換に関する会社法第785条第1項に基づく反対株主の買取請求に応じて取得する株式を含む）の全部を消却する予定です。

（注3）単元未満株式の取り扱い

本株式交換に伴い、当社の単元未満株式（100株未満の株式）を所有する株主が新たに生じることが見込まれますが、金融商品取引所市場において当該単元未満株式を売却することはできません。当社の単元未満株式を所有することとなる株主の皆様におかれましては、本株式交換の効力発生日以降、以下の制度を利用することができます。

（単元未満株式の買取制度：単元未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し、その所有する単元未満株式の買取りを請求することができる制度です。

（2）本株式交換にかかる割当ての内容の算定根拠

① 算定の基礎及び経緯

当社は、本株式交換に用いられる株式交換比率（以下、「本株式交換比率」といいます。）の検討にあたり公平性・妥当性を確保するため、独立した第三者算定機関と

してクレジオ・パートナーズ株式会社（以下「本算定機関」といいます。）を選定し、本株式交換比率の算定を依頼いたしました。

本算定機関は、当社については、東京証券取引所プライム市場に上場しており、市場株価が存在することから、市場株価法（2023年1月5日を算定基準日とし、算定基準日の終値、並びに算定基準日以前の1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間の各期間の終値の単純平均値に基づき算定）を用いて算定しております。対象会社については、非上場会社であることから、将来の事業活動の成果を企業価値評価に反映させるため DCF 法を、また、比較可能な類似上場企業が存在することから類似会社比較法を採用いたしました。なお、DCF 法において使用した対象会社の事業計画については大幅な増減益を見込んでおりません。

当社普通株式の1株当たり株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定結果・評価レンジは以下の通りです。

採用方法	株式交換比率の算定結果
類似会社比較法	361～442
DCF 法	380～528

本算定機関から提出を受けた株式交換比率の算定結果及び対象会社の財務状況や将来の見通し等を踏まえ、慎重に交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率が妥当であり、それぞれの株主の利益を損ねるものではないとの判断に至ったため、当社取締役会および対象会社の取締役決定に基づき、当事会社間で本株式交換契約を締結することに合意いたしました。

② 算定機関に関する事項

本算定機関は、当社および対象会社から独立した第三者算定機関であり、両社の関連当事者には該当せず、本株式交換に関して記載すべき重要な利害関係を有しません。

(3) 株式交換完全親会社の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

当社の資本金及び準備金の額は増加しません。

別紙 3 (株式交換完全子会社の最終事業年度にかかる計算書類等の内容)

決 算 報 告 書

(第 17 期)

自 2020年12月 1日
至 2021年11月30日

株式会社 イ ア ス

東京都日野市日野本町2-2-1

電話：042 - 511 - 2964

貸借対照表

2021年11月30日 現在

株式会社 イ ア ス

(単位： 円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	2,473,957,097	【流動負債】	1,440,405,072
現金及び預金	1,010,047,747	買掛金	190,749,528
受取手形	5,170,176	未払金	340,185,925
売掛金	155,225,832	未払法人税等	155,692,200
貸倒引当金	-1,222,000	前受金	753,777,419
商品	1,070,851,260	【固定負債】	401,564,000
前渡金	233,873,182	長期借入金	401,564,000
未収入金	10,900	負債の部合計	1,841,969,072
【固定資産】	655,526,310	純 資 産 の 部	
【有形固定資産】	451,692,961	【株主資本】	1,287,514,335
建物	141,902,596	資本金	90,000,000
建物附属設備	99,337,744	利益剰余金	1,197,514,335
構築物	8,987,274	利益準備金	3,400,000
機械装置	951,876	その他利益剰余金	1,194,114,335
工具器具備品	65,191,592	繰越利益剰余金	1,194,114,335
一括償却資産	408,030		
土地	134,913,849		
【無形固定資産】	8,388,456		
営業権	8,388,456		
【投資その他の資産】	195,444,893		
出資金	100,000		
敷金	1,175,000		
長期前払費用	194,164,634		
配当積立金	5,259		
資産の部合計	3,129,483,407	純資産の部合計	1,287,514,335
		負債及び純資産合計	3,129,483,407

損 益 計 算 書

自 2020年12月 1日
至 2021年11月30日

株式会社 イ ア ス

(単位： 円)

科 目	金 額	
【売上高】		
売 上 高	2,889,982,741	
売 上 値 引 高	986,484	
売 上 高 合 計		2,888,996,257
【売上原価】		
期 首 商 品 棚 卸 高	519,246,085	
当 期 商 品 仕 入 高	395,487,730	
輸 入 仕 入 高	1,442,595,448	
合 計	2,357,329,263	
期 末 商 品 棚 卸 高	1,070,851,260	
売 上 原 価		1,286,478,003
売 上 総 利 益 金 額		1,602,518,254
【販売費及び一般管理費】		
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費 合 計		1,013,933,981
営 業 利 益 金 額		588,584,273
【営業外収益】		
受 取 利 息	25,204	
受 取 配 当 金	2,000	
雑 収 入	83,700,554	
営 業 外 収 益 合 計		83,727,758
【営業外費用】		
支 払 利 息	930,721	
雑 損 失	3,582,924	
営 業 外 費 用 合 計		4,513,645
経 常 利 益 金 額		667,798,386
【特別利益】		
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	119,000	
特 別 利 益 合 計		119,000
【特別損失】		
固 定 資 産 圧 縮 損	29,966,124	
特 別 損 失 合 計		29,966,124
税 引 前 当 期 純 利 益 金 額		637,951,262
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税		179,828,059
当 期 純 利 益 金 額		458,123,203

販売費及び一般管理費内訳書

自 2020年12月 1日
至 2021年11月30日

株式会社 イ ア ス

(単位： 円)

科 目	金 額
役員報酬	60,030,000
給料手当	136,790,394
賞与	211,300,000
法定福利費	37,798,638
福利厚生費	22,475,500
採用教育費	488,419
荷造運賃	28,119,213
広告宣伝費	173,240
接待交際費	288,752
会議費	56,160
旅費交通費	28,644,401
通信費	3,348,937
消耗品費	24,682,394
修繕費	6,381,617
水道光熱費	3,380,873
新聞図書費	156,040
諸会費	1,700,600
支払手数料	1,334,466
地代家賃	26,204,894
リース料	1,491,192
保険料	115,550,490
租税公課	11,632,513
支払報酬料	223,779,608
研究開発費	13,443,975
減価償却費	53,326,117
繰延資産償却	288,000
雑費	1,067,548
販売費及び一般管理費合計	1,013,933,981

株主資本等変動計算書

自 2020年12月 1日
至 2021年11月30日

株式会社 イ ア ス

(単位: 円)

	株主資本											株主 資本 合計		
	資本金	新株式申込証拠金	資本剰余金		資本 準備金	資 本 剰 余 金 合 計	利 益 準 備 金	利益剰余金			自己株式		自己株式申込証拠金	
			資本 準備金	その他 資本 剰余金				利益 準備金	繰越利益 剰余金	その他利益剰余金 剰余金				利益 剰余金 合計
当期首残高	90,000,000	0	0	0	0	2,950,000	0	0	740,941,132	743,891,132	0	0	833,891,132	
当期変動額														
当期初利益金額								458,123,203	458,123,203	458,123,203			458,123,203	
株主配当								-4,950,000	-4,950,000	-4,950,000			-4,950,000	
当期変動額合計								450,000	453,173,203	453,623,203			453,623,203	
当期末残高	90,000,000	0	0	0	0	3,400,000	0	0	1,194,114,335	1,197,514,335	0	0	1,287,514,335	

	評価・換算差額等				新株 予約権	純資産 合計
	その 他 有 価 値 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	地 土 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当期首残高	0	0	0	0	0	833,891,132
当期変動額						
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)						453,623,203
当期変動額合計	0	0	0	0	0	453,623,203
当期末残高	0	0	0	0	0	1,287,514,335

注 記 表

株式会社 イ ア ス

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 中小企業会計指針の適用

この計算書類は、中小企業の会計に関する指針によって作成しています。

2. 資産の評価基準及び評価方法

①たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法を採用しております。

②固定資産の減価償却の方法

19年3月31日以前に事業供用した有形固定資産産…法人税法に規定する旧定率法
19年4月 1日以後に事業供用した有形固定資産産…法人税法に規定する定率法

19年3月31日以前に事業供用したソフトウェア…法人税法に規定する旧定額法
19年4月 1日以後に事業供用したソフトウェア…法人税法に規定する定額法

3. 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、法人税法に規定する法定繰入率により計算した回収不能見込額を計上しております。

4. 収益の計上基準

収益は実現主義に基づき、費用は発生主義に基づき計上しております。

5. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税込方式を採用しております。

貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 130,738,667円

ソフトウェアの減価償却累計額 6,790,667円

保証債務等に関する内容及び金額

入札保証 三井住友銀行 国立支店 2,995,030円 (US\$26500.00 @113.02)

株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式総数・・・1,800株

配当に関する事項

当該事業年度後に行う剰余金の配当の関する事項

- | | |
|-------------|------------|
| ① 配当金の総額 | 450万円 |
| ② 配当の原資 | 利益剰余金 |
| ③ 1株あたりの配当金 | 2,500円 |
| ④ 基準日 | 令和3年11月30日 |